

12.2 環境の保全のための措置

12.2.1 環境の保全のための措置の基本的な考え方

(1) 工事中における環境保全の考え方

工事の実施に当たっては、工事関係者の通勤時に乗り合いに努めること、工事工程等の調整による工事関係車両台数の平準化、可能な限り排出ガス対策型・低騒音型・低振動型の建設機械の使用により、大気質、騒音、振動の環境影響の低減に努める計画とした。

水環境については、既存の調整池の利用、緑化の速やかな実施により、濁水の流出を可能な限り低減する計画とした。

動植物については、改変面積の縮小化に努めることから、周辺環境への影響を可能な限り低減する計画とした。

人と自然との触れ合いの活動の場については、工事工程の調整により工事関係車両台数の平準化を図り、建設工事の最盛期の台数を低減する計画とした。

工事の実施に伴い発生する廃棄物については、太陽光パネルの梱包材等の廃棄物の発生量を低減すること、伐採木の有効活用に努めること、工事の実施による産業廃棄物は法に基づき再資源化等に努め、適切に処理することにより、廃棄物の発生量の低減を図る計画とした。

掘削に伴う発生土は、埋め戻し、盛土及び敷き均しに利用するなど場内でバランスを取り、残土を発生させない計画とした。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全の考え方

大気環境のうち、騒音については、設備のメンテナンスを適切に実施し、意図しない異常音の発生を抑制する計画とした。

水の濁りについては、必要に応じて、フトンカゴ及び土留め効果として、しがら柵を設置して、降雨時における濁水の流出を低減する、定期的に見回りを行い、法面及び調整池の適切な維持管理に努める計画とした。

土地の安定性については、「岡山県林地開発許可申請の手引」（岡山県農林水産部治山課、令和3年4月）及び「岡山県県土保全条例の手引き」（岡山県県民生活部中山間・地域振興課、令和2年12月）に準拠し、土木工学的に安定した法面勾配とする計画とした。

反射光については、改変区域の周囲に樹林を配置し、周囲から太陽光パネルが視認しにくいようにする計画とした。

動植物については、地形改変の範囲を最小限とし、動植物の生息・生育環境への影響を可能な限り回避又は低減するよう配慮した計画とした。

景観については改変区域の周囲に樹林を配置し、周囲から太陽光パネル等の設備や改変区域が視認しされにくいようにする計画とした。

人と自然との触れ合いの活動の場については、設備のメンテナンスを適切に実施し、意図しない異常音の発生を抑制する計画とした。

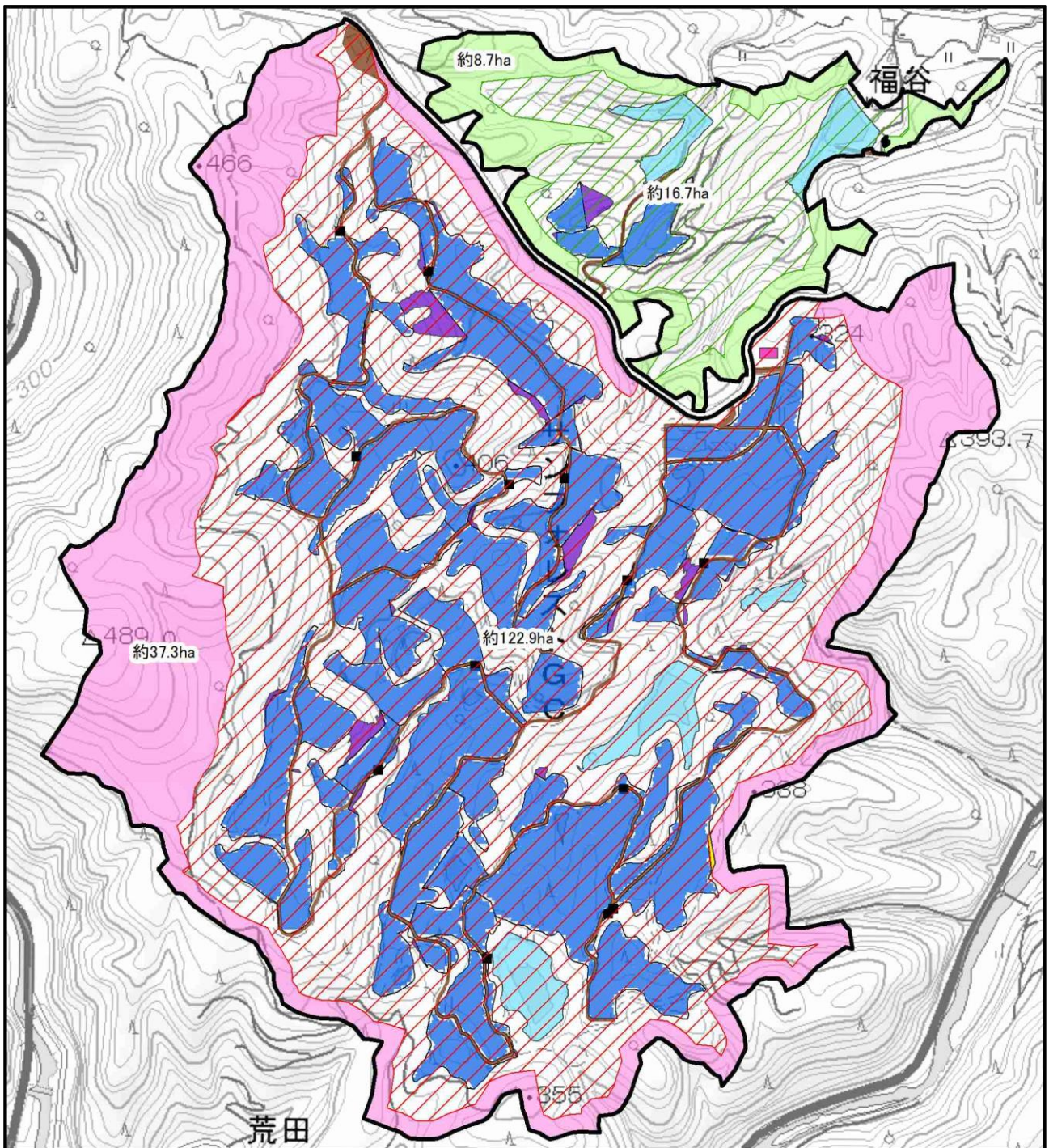
12.2.2 環境保全措置の検討の過程及び結果

(1) 太陽光パネルの配置計画及び対象事業実施区域の検討経緯

環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）における太陽光パネルの配置計画及び対象事業実施区域は、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）に対する経済産業大臣勧告及び岡山県知事意見、並びに現地調査結果等を踏まえて、以下に示す経緯により検討を行った。

- ・ 太陽光パネルの配置については、災害防止及び環境への影響の観点から、設置の是非を検討した。その結果、太陽光パネルの配置については、対象事業実施区域南側の A 区のみとし、北側の B 区には配置しない計画に変更した。

以上を踏まえた上で、設定した太陽光パネルの配置及び対象事業実施区域、並びに、方法書段階での対象事業実施区域との比較図は、図 12.2.2-1 及び図 12.2.2-2 に示すとおりである。



- 凡例
- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ■ 対象事業実施区域 ■ 太陽電池等設置計画範囲 ■ A区 ■ B区 ■ 非改変区域 ■ A区 ■ B区 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽電池 ■ 調整池 ■ 変電所(主変圧器) ■ 造成法面 ■ 管理道路 ■ 造成森林 ■ パワーコンディショナー、昇圧変圧器 |
|--|---|

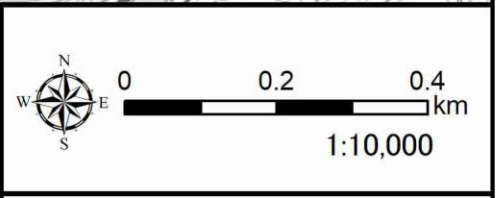
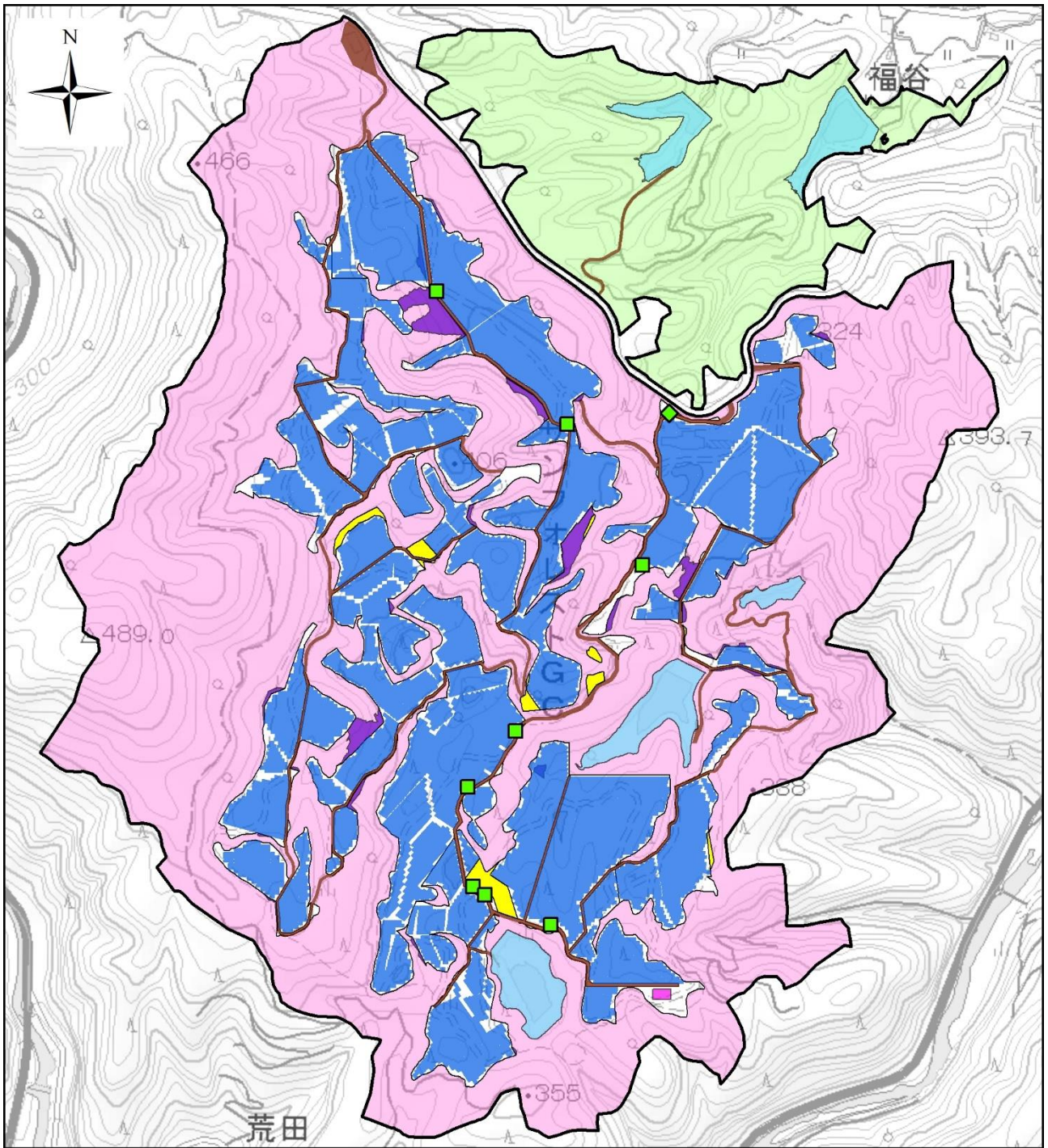


図 12.2.2-1
対象事業実施区域の比較
(方法書段階)



凡例

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> □ 対象事業実施区域 非改変区域 ■ A区 ■ B区 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽電池 ■ 調整池 ■ 主変電所(主変圧器) ■ 造成法面 ■ 管理道路(幅員5mまたは3.5m、延長9860m) ■ 造成森林 ◆ パワーコンディショナー、昇圧変圧器:1箇所(各1台) ■ パワーコンディショナー、昇圧変圧器:8箇所(各2台) |
|---|--|



図 12.2.2-2
対象事業実施区域の比較
(準備書段階)

(2) 工事の実施における環境保全措置の検討

(a) 大気環境（大気質、騒音、振動）

- ・ 工事関係者の通勤車両については、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。
- ・ 工事工程の調整により工事関係車両台数の平準化を図り、建設工事の最盛期の台数を低減する。
- ・ 工事に伴い発生した土は、盛土や敷均しに使用することで、場内で土工量のバランスを取り、土砂の搬出入に伴う工事関係車両を発生させない。
- ・ 工事関係車両については、適正な積載量及び走行速度を維持し、必要に応じシート被覆等の飛散防止対策を講じる。
- ・ 工事関係車両の出入り口にはタイヤ洗浄施設を設け、走行ルート上での粉じんの飛散を抑制する。
- ・ 対象事業実施区域周辺の道路は、必要に応じて散水を行い、粉じんの発生を抑制する。
- ・ 工事関係車両の適正走行、アイドリングストップ、空ぶかしの防止を工事関係者に徹底し、騒音、振動を低減する。
- ・ 切土、盛土及び掘削等の土工を行う際は、適宜整地、転圧、散水等を行い、土砂粉じん等の飛散を抑制する。
- ・ 建設機械の点検・整備を十分に行い、性能を維持する。
- ・ 工事に使用する建設機械は、可能な限り低騒音型、低振動型の建設機械を使用し、低騒音、低振動となる工法を採用する。
- ・ 大きな騒音、振動が発生する建設機械の使用時期が集中しないよう、工事工程の調整により作業の平準化を図る。
- ・ 調整池Cを工事する際には、敷地境界に防音壁を設置する。
- ・ 環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底する。

(b) 水環境（水質：水の濁り）

- ・ 造成工事においては、開発による流出水の増加に対処するため調整池工事を先行し、降雨時における濁水の流出を低減する。
- ・ 切土、盛土法面等への緑化を速やかに実施し、降雨時における裸地からの濁水の流出を低減する。
- ・ 必要に応じて、フトンカゴ及び土留め効果として、しがら柵を設置して、降雨時における濁水の流出を低減する。
- ・ 切土、盛土法面には速やかに転圧を実施し、定期的な道路維持管理の際にも適宜、転圧を行い、降雨時における濁水の流出を低減する。
- ・ 定期的に見回りをを行い、法面及び調整池の適切な維持管理に努める。
- ・ 工事中は、コンクリート養生や粉じん飛散防止のための散水を行う程度とし、河川の水質に影響を与える大規模な散水等は行わない。
- ・ 環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底する。
- ・ 工事期間中の平水時及び降雨時に調整池排水口で浮遊物質濃度のモニタリング調査を行い、影響が大きい場合には、改変区域内への仮設沈砂池の設置や調整池の浚渫などの対策を講じる。

(c) 動物

- ・造成計画の検討にあたっては、できる限り造成済みであるフェアウェイを活用し、樹林の改変面積の最小化に努めた。
- ・今後の詳細設計にあたっては、地形や既存道路等を十分考慮し、改変面積のさらなる縮小化に努める。
- ・調整池の適正な管理を行う。必要に応じて、降雨時における土砂の流出による濁水の発生対策として、フトンカゴ及び土留め効果としてしがら柵を設置する。
- ・切土、盛土法面には速やかに転圧を実施し、定期的な道路維持管理の際にも適宜、転圧を行う。
- ・切土、盛土法面等の種子吹付けを速やかに実施し、早期緑化を行い、降雨時における裸地からの濁水の流出を低減する。
- ・必要に応じて、不織布等を用いた法面保護シートを設置する。
- ・工事にあたっては、可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。
- ・工事関係車両の走行速度等の注意喚起を行う。
- ・工事関係者の改変区域外への必要以上の立ち入りを制限する。
- ・環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底する。

(d) 植物

- ・造成計画の検討にあたっては、できる限り造成済みであるフェアウェイを活用し、樹林の改変面積の最小化に努めた。
- ・調整池の適正な管理を行う。必要に応じて、降雨時における土砂の流出による濁水の発生対策として、フトンカゴ及び土留め効果として、しがら柵を設置する。
- ・切土、盛土法面には速やかに転圧を実施し、定期的な道路維持管理の際にも適宜、転圧を行う。
- ・切土、盛土法面等の種子吹付けを速やかに実施し、早期緑化を行い、降雨時における裸地からの濁水の流出を低減する。
- ・必要に応じて、不織布等を用いた法面保護シートを設置する。
- ・工事関係者の改変区域外への必要以上の立ち入りを制限する。
- ・環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底する。

(e) 生態系

- ・造成計画の検討にあたっては、上位性注目種であるサシバの営巣中心域及び高利用域の改変を可能な範囲で回避した。
- ・造成計画の検討にあたっては、できる限り造成済みであるフェアウェイを活用し、樹林の改変面積の最小化に努めた。
- ・調整池の適正な管理を行う。必要に応じて、降雨時における土砂の流出による濁水の発生対策として、フトンカゴ及び土留め効果としてしがら柵を設置する。
- ・切土、盛土法面には速やかに転圧を実施し、定期的な道路維持管理の際にも適宜、転圧を行う。
- ・切土、盛土法面等の種子吹付けを速やかに実施し、早期緑化を行い、降雨時における裸地からの濁水の流出を低減する。
- ・必要に応じて、不織布等を用いた法面保護シートを設置する。
- ・工事工程を調整し、重要な種であるサシバの繁殖に配慮する。

- ・ 工事にあたっては、可能な限り低騒音型の建設機械を使用する。
- ・ 工事関係車両の走行速度等の注意喚起を行う。
- ・ 工事関係者の改変区域外への必要以上の立ち入りを制限する。
- ・ 環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底する。

(f) 人と自然との触れ合いの活動の場

- ・ 工事関係者の通勤車両については、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減する。
- ・ 工事工程の調整により工事関係車両台数の平準化を図り、建設工事の最盛期の台数を低減する。
- ・ 工事に伴い発生した土は、盛土や敷均しに使用することで、場内で土工量のバランスを取り、土砂の搬出入に伴う工事関係車両を発生させない。
- ・ 工事関係車両の適正走行、アイドリングストップ、空ぶかしの防止を工事関係者に徹底する。
- ・ 環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底する。

(g) 廃棄物等（産業廃棄物、残土）

- ・ 現況の樹林をできる限り残存させ、伐採量の低減に努める。
- ・ 伐採木はチップ化等により再利用する。
- ・ 太陽光パネル、変電機器にかかる大型機器は可能な限り工場組立とし、大型機器の梱包材等の廃棄物の発生量を低減するとともに、その有効活用に努める。
- ・ 工事の実施による産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき建設資材の再資源化等に努め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、適正に処理する。
- ・ 事業計画の熟度が高まった段階で造成計画の見直しを行い、地形や既存道路等を十分考慮して改変面積の縮小化に努め、残土の発生を抑える。
- ・ 掘削工事に伴う発生土は、埋め戻し、盛土及び敷き均しに利用し、残土の発生を抑える。

(3) 土地又は工作物の存在及び供用における環境保全措置の検討

(a) 大気環境（騒音）

- ・ 変電所等設備のメンテナンスを適切に実施し、意図しない異常音の発生を抑制する。
- ・ パワーコンディショナー等の工作物に遮音カバーを取り付けるなど、防音性能を高める。

(b) 水質（水の濁り）

- ・ 定期的に見回りを行い、法面及び調整池の適切な維持管理に努める。
- ・ 供用開始後の平水時及び降雨時に調整池排水口で浮遊物質濃度のモニタリング調査を行い、影響が大きい場合には、調整池の浚渫などの対策を講じる。

(c) 地盤

- ・ 段切りの施工、法面への小段を設置し、土地の安定性への影響を低減する。
- ・ 切土・盛土法面への種子吹付による早期緑化を行い、土地の安定性への影響を低減する。

(d) 反射光

- ・ 太陽光パネルは、低反射型パネルを採用し、反射光による影響を低減する。

- ・ 改変区域の周囲に樹林を配置し、周囲から太陽光パネルが視認しにくいようにする。

(e) 動物

- ・ 方法書段階で計画していた B 区への太陽光パネルの設置を行わないこと、A 区への効率的な太陽光パネルの設置により改変面積の最小化に努めた。
- ・ 今後の詳細設計にあたっては、地形や既存道路等を十分考慮し、改変面積のさらなる縮小化に努める。また、樹林をできる限り残存させるとともに、造成により生じた裸地部に造成森林を設ける。
- ・ 回避・低減を優先して検討したが、計画上やむを得ない場合には、対象事業実施区域周辺において、現在の生息地と同様な環境へ移設や環境創出するといった方策を行い、個体群の保全に努める。移設や環境創出を検討する際には、方法及び移設先の選定等について専門家等の助言を得る。
- ・ 既存の調整池に生育する植物については、一旦移動させた上で、浚渫後に現在の生育地へ移植を実施することで、重要な種の生息環境の保全に努める。
- ・ 樹木の伐採の縮小化に努め、造成により生じた裸地部は、種子吹付け又は植樹による緑化を行い、植生の早期回復を実施した後、自然遷移に委ねた現状の植生回復に努める。
- ・ 小動物が落下後の這い出しが難しい U 字溝は極力採用しない。

(f) 植物

- ・ 方法書段階で計画していた B 区への太陽光パネルの設置を行わないこと、A 区への効率的な太陽光パネルの設置により改変面積の最小化に努めた。
- ・ 回避・低減を優先して検討したが、計画上やむを得ない場合には、対象事業実施区域周辺において、現在の生育地と同様な環境への移植を行い、個体群の保全に努める。移植を検討する際には、方法及び移植先の選定等について専門家の助言を得る。
- ・ 樹木の伐採の縮小化に努め、造成により生じた裸地部は、種子吹付け又は植樹による緑化を行い、植生の早期回復を実施した後、自然遷移に委ねた現状の植生回復に努める。

(g) 生態系

- ・ 造成計画の検討にあたっては、上位性注目種であるサシバの営巣中心域及び高利用域の改変を可能な範囲で回避した。
- ・ 造成計画の検討にあたっては、できる限り造成済みであるフェアウェイを活用し、樹林の改変面積の最小化に努めた。
- ・ 方法書段階で計画していた B 区への太陽光パネルの設置を行わないこと、A 区への効率的な太陽光パネルの設置により改変面積の最小化に努めた。
- ・ 樹木の伐採の縮小化に努め、造成により生じた裸地部は、種子吹付け又は植樹による緑化を行い、植生の早期回復を実施した後、自然遷移に委ねた現状の植生回復に努める。

(h) 景観

- ・ 太陽光パネルは、低反射型パネルを採用し、反射光による影響を低減する。

- ・樹木の伐採を限定し、改変面積の縮小化を図るとともに、法面等の緑化を行うことで修景を図る。
- ・改変区域の周囲に樹林を配置し、周囲から太陽光パネル等の設備や改変区域が視認されにくいようにする。
- ・構内配電線については可能な限り埋設とする。

(i) 人と自然との触れ合いの活動の場

- ・設備のメンテナンスを適切に実施し、意図しない異常音の発生を抑制する。

(j) 廃棄物等（産業廃棄物）

- ・太陽光パネル等の撤去・廃棄に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適正に処理する。
- ・撤去する太陽光パネル等の設備は、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年、環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室）に基づき適正に処理する。

12.2.3 環境保全措置の検討結果の整理

「10.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」に記載した予測の実施に当たって、予測の前提となる環境影響を実行可能な範囲内で回避及び低減するために講じる環境保全措置の内容、方法及び実施主体等について整理した結果は表 12.2.3-1～表 12.2.3-20 に示すとおりである。

表 12.2.3-1 大気質（粉じん等）に係る環境保全措置（工所用資材等の搬出入）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる影響 新たに	
工所用資材等の搬出入	粉じん等	発生源対策	乗り合いの徹底	事業者	工事関係車両の通勤車両については、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減することで、粉じん等の影響を低減する。	低減	○	工事関係車両による影響は小さくなる。	○	車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			工事関係車両台数の平準化		工事工程の調整により工事関係車両台数の平準化を図り、建設工事の最盛期の台数を低減することで、粉じん等の影響を低減する。	低減	○	工事関係車両による影響は小さくなる。	○	ピーク時の車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			残土の搬出抑制		工事に伴い発生した土は、盛土や敷均しなどに使用することで、場内で土工量のバランスを取り、土砂の搬出入に伴う工事関係車両を発生させないことで、粉じん等の影響を低減する。	低減	○	工事関係車両による影響は小さくなる。	○	車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			車両の運行管理及び粉じん等の飛散防止		工事関係車両については、適正な積載量及び走行速度を維持し、必要に応じシート被覆等の飛散防止対策を講じる。ことで、粉じんの影響を低減する。	低減	○	工事関係車両による影響は小さくなる。	○	適正な運行管理や飛散防止対策に基づく発生量の減少により、効果は確実である。	なし
			タイヤ洗浄の実施		工事関係車両の出入り口にはタイヤ洗浄施設を設け、走行ルート上での粉じんの飛散を抑制することで、粉じん等の影響を低減する。	低減	○	工事関係車両による影響は小さくなる。	○	粉じん発生量の減少により、効果は確実である。	なし
			散水の実施		対象事業実施区域周辺の道路は必要に応じて散水することで、粉じん等の影響を低減する。	低減	○	工事関係車両による影響は小さくなる。	○	粉じん発生量の減少により、効果は確実である。	なし
	環境保全措置の周知徹底	環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実行する。	低減		○	工事関係車両による影響は小さくなる。	○	環境保全措置をより確実に実行する。	なし		

表 12.2.3-2 粉じん等に係る環境保全措置（建設機械の稼働）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たな影響	
建設機械の稼働	粉じん等	発生源対策	変更区域からの発生量の抑制対策	事業者	切土、盛土及び掘削等の土工を行う際は、適宜整地、転圧、散水等を行い、土砂粉じん等の飛散を抑制することで、粉じん等の影響を低減する。	低減	○	建設機械による影響は小さくなる。	○	整地、転圧、散水等を行うことで、効果は確実である。	なし
		環境保全措置の周知徹底	環境保全措置の周知徹底		環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実行する。	低減	○	建設機械による影響は小さくなる。	○	環境保全措置をより確実に実行する。	なし

表 12.2.3-3 騒音に係る環境保全措置（工食用資材等の搬出入）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たな影響	
工食用資材等の搬出入	騒音	発生源対策	乗り合いの徹底	事業者	工事関係者の通勤車両については、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減することで、騒音の影響を低減する。	低減	○	工事関係車両による影響は小さくなる。	○	車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			工事関係車両台数の平準化		工事工程の調整により工事関係車両台数の平準化を図り、建設工事の最盛期の台数を低減することで、騒音の影響を低減する。	低減	○	工事関係車両による影響は小さくなる。	○	ピーク時の車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			残土の搬出抑制		工事に伴い発生した土は、盛土や敷均しなどに使用することで、場内で土工量のバランスを取り、土砂の搬出入に伴う工事関係車両を発生させないことで、騒音の影響を低減する。	低減	○	工事関係車両による影響は小さくなる。	○	車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			適正走行等の徹底		工事関係車両の適正走行、アイドリングストップ、空ぶかしの防止を工事関係者に徹底することで、騒音の影響を低減する。	低減	○	工事関係車両による影響は小さくなる。	○	騒音の減少により、効果は確実である。	なし
	環境保全措置の周知徹底	環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実行する。	低減		○	工事関係車両による影響は小さくなる。	○	環境保全措置をより確実に実行する。	なし		

表 12.2.3-4 騒音に係る環境保全措置（建設機械の稼働）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たに 影響	
建設機械の稼働	騒音	発生源対策	建設機械の性能維持	事業者	建設機械の点検・整備を十分に行い、性能を維持することで、騒音の影響を低減する。	低減	○	建設機械による影響は小さくなる。	○	建設機械の性能維持により、効果は確実である。	なし
			低騒音型の建設機械・工法の採用		工事に使用する建設機械は、可能な限り低騒音型の建設機械を使用し、低騒音となる工法を採用することで、騒音の影響を低減する。	低減	○	建設機械による影響は小さくなる。	○	低騒音型の建設機械・工法の採用により、効果は確実である。	なし
			工程・工法への配慮		大きな騒音が発生する建設機械の使用時期が集中しないよう、工事工程の調整により作業の平準化を図ることで、騒音の影響を低減する。	低減	○	建設機械による影響は小さくなる。	○	発生騒音の大きい時期の集中が抑制され、効果は確実である。	なし
			防音壁の設置		調整池Cを工事する際には、敷地境界に防音壁を設置することで、騒音の影響を低減する。	低減	○	建設機械による影響は小さくなる。	○	防音壁を設置することで、効果は確実である。	なし
	環境保全措置の周知徹底 実な実施	環境保全措置の周知徹底	環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実行する。		低減	○	建設機械による影響は小さくなる。	○	環境保全措置をより確実に実行する。	なし	

表 12.2.3-5 騒音に係る環境保全措置（地形改変及び施設の存在・施設の稼働）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たに 影響	
施設の稼働	騒音	発生源対策	変電所設備のメンテナンス	事業者	変電所等設備のメンテナンスを適切に実施し、意図しない異常音の発生を抑制することで、騒音の影響を低減する。	低減	○	施設の稼働による影響は小さくなる。	○	騒音を低減することにより、効果は確実である。	なし
			防音性能の向上		パワーコンディショナー等の工作物に遮音カバーを取り付けるなど、防音性能を高めることで、騒音の影響を低減する。	低減	○	施設の稼働による影響は小さくなる。	○	防音性能の向上により、効果は確実である。	なし

表 12.2.3-6 振動に係る環境保全措置（工事用資材等の搬出入）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる影 響 新たに	
工事用資材等の搬出入	振動	発生源対策	乗り合いの徹底	事業者	工事関係者の通勤車両については、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減することで、振動の影響を低減する。	低減	○	工事関係車両による影響は小さくなる。	○	車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			工事関係車両台数の平準化		工事工程の調整により工事関係車両台数の平準化を図り、建設工事の最盛期の台数を低減することで、振動の影響を低減する。	低減	○	工事関係車両による影響は小さくなる。	○	ピーク時の車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			残土の搬出抑制		工事に伴い発生した土は、盛土や敷均しに使用することで、場内で土工量のバランスを取り、土砂の搬出入に伴う工事関係車両を発生させないことで、振動の影響を低減する。	低減	○	工事関係車両による影響は小さくなる。	○	車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			適正走行等の徹底		工事関係車両の適正走行を工事関係者に徹底することで、振動の影響を低減する。	低減	○	工事関係車両による影響は小さくなる。	○	騒音の減少により、効果は確実である。	なし
	実な実施	環境保全措置の周知徹底	環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実行する。	低減	○	工事関係車両による影響は小さくなる。	○	環境保全措置をより確実に実行する。	なし		

表 12.2.3-7 振動に係る環境保全措置（建設機械の稼働）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる影 響 新たに	
建設機械の稼働	振動	発生源対策	建設機械の性能維持	事業者	建設機械の点検・整備を十分に行い、性能を維持することで、振動の影響を低減する。	低減	○	建設機械による影響は小さくなる。	○	建設機械の性能維持により、効果は確実である。	なし
			低騒音型の建設機械・工法の採用		工事に使用する建設機械は、可能な限り低振動型の建設機械を使用し、低振動となる工法を採用することで、振動の影響を低減する。	低減	○	建設機械による影響は小さくなる。	○	低振動型の建設機械・工法の採用により、効果は確実である。	なし
			工程・工法への配慮		大きな振動が発生する建設機械の使用時期が集中しないよう、工事工程工事工程の調整により作業の平準化を図ることで、振動の影響を低減する。	低減	○	建設機械による影響は小さくなる。	○	発生振動の大きい時期の集中が抑制され、効果は確実である。	なし
	実な実施	環境保全措置の周知徹底	環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実行する。	低減	○	建設機械による影響は小さくなる。	○	環境保全措置をより確実に実行する。	なし		

表 12.2.3-8 水の濁りに係る環境保全措置（造成等の施工による一時的な影響）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たな影響	
造成等の施工による一時的な影響	水の濁り	発生源対策	調整池工事の先行	事業者	造成工事においては、開発による流出水の増加に対処するため側溝及び調整池工事を先行し、降雨時における濁水の流出を低減することで、水の濁りを低減する。	低減	○	水環境への影響は小さくなる。	○	濁水の流出の低減により、効果は確実である。	なし
			緑化の速やかな実施		切土、盛土法面等の緑化を速やかに実施し、降雨時における裸地からの濁水の流出を低減することで、水の濁りを低減する。	低減	○	水環境への影響は小さくなる。	○	濁水の流出の低減により、効果は確実である。	なし
			フトンカゴ等の設置		必要に応じて、フトンカゴ及び土留め効果として、しがら柵を設置して、降雨時における土砂の流出を低減することで、水の濁りを低減する。	低減	○	水環境への影響は小さくなる。	○	濁水の流出の低減により、効果は確実である。	なし
			転圧の実施		切土、盛土法面には速やかに転圧を実施し、定期的な道路維持管理の際にも適宜、転圧を行い、降雨時における濁水の流出を低減することで、水の濁りを低減する。	低減	○	水環境への影響は小さくなる。	○	濁水の流出の低減により、効果は確実である。	なし
			調整池の維持		定期的に見回りを行い、法面及び調整池の適切な維持管理に努めることで、水の濁りを低減する。	低減	○	水環境への影響は小さくなる。	○	濁水の流出の低減により、効果は確実である。	なし
			散水の抑制		工事中は、コンクリート養生や粉じん飛散防止のための散水を行う程度とし、河川の水質に影響を与える大規模な散水等は行わないことで、水の濁りを低減する。	低減	○	水環境への影響は小さくなる。	○	濁水の流出の低減により、効果は確実である。	なし
			モニタリング調査の実施		工事期間中の平水時及び降雨時に調整池排水口で浮遊物質濃度のモニタリング調査を行い、影響が大きい場合には、改変区域内への仮設沈砂池の設置や調整池の浚渫などの対策を講じることで、水の濁りを低減する。	低減	○	水環境への影響は小さくなる。	×	工事期間中の浮遊物質濃度については、不確実性を伴う。	なし
環境保全措置の周知徹底	環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実行する。	低減	○	水環境への影響は小さくなる。	○	環境保全措置をより確実に実行する。	なし				

表 12.2.3-9 水の濁りに係る環境保全措置（地形改変及び施設の使用・施設の稼働）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たな影響	
施設の存在	水の濁り	発生源対策	調整池の維持	事業者	定期的に見回りを行い、法面及び調整池の適切な維持管理に努めることで水の濁りを低減する。	低減	○	水環境への影響は小さくなる。	○	濁水の流出の低減により、効果は確実である。	なし
			モニタリング調査の実施		供用開始後の平水時及び降雨時に調整池排水口で浮遊物質濃度のモニタリング調査を行い、影響が大きい場合には、調整池の浚渫などの対策を講じることで、水の濁りを低減する。	低減	○	水環境への影響は小さくなる。	×	工事期間中の浮遊物質濃度については、不確実性を伴う。	なし

表 12.2.3-10 地盤に係る環境保全措置（地形改変及び施設の存在・施設の稼働）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たな影響	
施設の存在	土地の安定性	発生源対策	段切りの施工、法面への小段の設置	事業者	段切りの施工、法面への小段を設置し、土地の安定性への影響を低減する。	低減	○	地盤環境への影響は小さくなる。	○	施工により、効果は確実である。	なし
			切土・盛土法面の早期緑化		切土・盛土法面への種子吹付による早期緑化を行い、土地の安定性への影響を低減する。	低減	○	地盤環境への影響は小さくなる。	○	早期緑化により、効果は確実である。	なし

表 12.2.3-11 反射光に係る環境保全措置（地形改変及び施設の存在・施設の稼働）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たな影響	
施設の存在	反射光	発生源対策	低反射型パネルの採用	事業者	太陽光パネルは、低反射型パネルを採用し、反射光による影響を低減する。	低減	○	反射光の環境への影響は小さくなる。	○	反射光の低減により、効果は確実である。	なし
			樹林の配置		改変区域の周囲に樹林を配置し、周囲から太陽光パネルが視認しにくいようにすることで、反射光による影響を低減する。	低減	○	反射光の環境への影響は小さくなる。	○	樹林の配置により、効果は確実である。	なし

表 12.2.3-12 動物に係る環境保全措置（造成等の施工による一時的な影響）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響	
造成等の施工による一時的な影響	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	生息環境の保全	改変面積の縮小化	事業者	造成計画の検討にあたっては、できる限り造成済みであるフェアウェイを活用し、樹林の改変面積の最小化に努めた。今後の詳細設計にあたっては、地形や既存道路等を十分考慮し、改変面積のさらなる縮小化に努めることで、動物への影響を低減する。	低減	○	動物への影響は小さくなる。	○	改変面積を縮小化することにより、効果は確実である。	なし
			調整池の管理、土砂流出の防止		調整池の適正な管理を行う。また、必要に応じて、降雨時における土砂の流出による濁水の発生対策として、フロンカゴ及び土留め効果としてしごら柵を設置する。さらに切土、盛土法面には速やかに転圧を実施し、定期的な道路維持管理の際にも適宜、転圧を行うことで、動物への影響を低減する。	低減	○	動物（特に水生生物）への影響は小さくなる。	○	濁水の流出の低減及び土砂流出の防止により、効果は確実である。	なし
			緑化の速やかな実施、法面の保護		切土、盛土法面等の種子吹付けを速やかに実施し、早期緑化を行い、降雨時における裸地からの濁水の流出を低減する。また、必要に応じて、不織布等を用いた法面保護シートを設置することで、濁水の流出を低減する。	低減	○	動物（特に水生生物）への影響は小さくなる。	○	濁水の流出の低減により、効果は確実である。	なし
			低騒音型・低振動型の建設機械の使用		工事にあたっては、可能な限り低騒音型の建設機械を使用することで、動物への影響を低減する。	低減	○	動物への影響は小さくなる。	○	建設機械の騒音、振動の発生量の減少により、効果は確実である。	なし
			工事関係車両との接触の防止		工事関係車両の走行速度等の注意喚起を行うことで、動物への影響を低減する。	低減	○	動物への影響は小さくなる。	○	接触事故を未然に防ぐことにより、効果は確実である。	なし
			不要な立ち入りの制限		工事関係者の改変区域外への必要以上の立ち入りを制限することで、動物への影響を低減する。	低減	○	動物への影響は小さくなる。	○	不要な立ち入りを制限することにより、効果は確実である。	なし
	環境保全措置の周知徹底	環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実行する。	低減		○	動物への影響は小さくなる。	○	環境保全措置をより確実に実行する。	なし		

表 12.2.3-13 動物に係る環境保全措置（地形改変及び施設の存在・施設の稼働）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響	
地形改変及び施設の存在・施設の稼働	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）	生息環境の保全	事業計画の見直し	事業者	方法書段階で計画していた B 区への太陽光パネルの設置を行わないこと、A 区への効率的な太陽光パネルの設置により改変面積の最小化に努めたことで、動物への影響を回避する。	回避	○	動物への影響を回避する。	○	変更しないことにより、効果は確実である。	なし
			改変面積の縮小化		今後の詳細設計にあたっては、地形や既存道路等を十分考慮し、改変面積のさらなる縮小化に努める。また、樹林をできる限り残存させるとともに、造成により生じた裸地部に造成森林を設けることで、動物への影響を低減する。	低減	○	動物への影響は小さくなる。	○	改変面積を縮小化することにより、効果は確実である。	なし
			重要な種の移設・環境創出		回避・低減を優先して検討したが、計画上やむを得ない場合には、対象事業実施区域周辺において、現在の生息地と同様な環境へ移設や環境創出するといった方策を行い、個体群の保全に努めることで、動物への影響を低減する。なお、移設や環境創出を検討する際には、方法及び移設先の選定等について専門家等の助言を得る。	低減・代償	○	動物への影響は小さくなる。	×	重要な種の移設・環境創出について、専門家の助言に基づいて実施するが、効果の検証が必要である。	なし
			調整池の植物の保全		既存の調整池に生育する植物については、一旦移動させた上で、浚渫後に現在の生育地へ移植を実施し、重要な種の生息環境の保全に努めることで、動物への影響を低減する。	低減・代償	○	動物への影響は小さくなる。	×	植物の移植について、専門家の助言に基づいて実施するが、効果の検証が必要である。	なし
			植生の早期回復		樹木の伐採の縮小化に努め、造成により生じた裸地部は、種子吹付け又は植樹による緑化を行い、植生の早期回復を実施した後、自然遷移に委ねた現状の植生回復に努めることで、動物への影響を低減する。	低減	○	動物への影響は小さくなる。	○	緑化を実施することにより、効果は確実である。	なし
			落下後の這い出し対策		小動物が落下後の這い出しが難しい U 字溝は極力採用しないことで、動物への影響を低減する。	低減	○	動物への影響は小さくなる。	○	落下防止に配慮した構造とすることにより、効果は確実である。	なし

表 12.2.3-14 植物に係る環境保全措置（造成等の施工による一時的な影響）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たに 影響	
造成等の施工による一時的な影響	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）	生育環境の保全	変更面積の縮小化	事業者	造成計画の検討にあたっては、できる限り造成済みであるフェアウェイを活用し、樹林の変更面積の最小化に努めたことで、植物への影響を低減する。	低減	○	植物への影響は小さくなる。	○	変更しないことにより、効果は確実である。	なし
			調整池の管理、土砂流出の防止		調整池の適正な管理を行う。また、必要に応じて、降雨時における土砂の流出による濁水の発生対策として、フトンカゴ及び土留め効果としてしがら柵を設置する。さらに切土、盛土法面には速やかに転圧を実施し、定期的な道路維持管理の際にも適宜、転圧を行うことで、植物への影響を低減する。	低減	○	植物への影響は小さくなる。	○	濁水の流出の低減及び土砂流出の防止により、効果は確実である。	なし
			緑化の速やかな実施、法面の保護		切土、盛土法面等の種子吹付けを速やかに実施し、早期緑化を行い、降雨時における裸地からの濁水の流出を低減する。また、必要に応じて、不織布等を用いた法面保護シートを設置することで、植物への影響を低減する。	低減	○	植物への影響は小さくなる。	○	濁水の流出の低減により、効果は確実である。	なし
			不要な立ち入りの制限		工事関係者の変更区域外への必要以上の立ち入りを制限することで、植物への影響を低減する。	低減	○	植物への影響は小さくなる。	○	不要な立ち入りを制限することにより、効果は確実である。	なし
	実な実施	環境保全措置の周知徹底	環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実行する。		低減	○	植物への影響は小さくなる。	○	環境保全措置をより確実に実行する。	なし	

表 12.2.3-15 植物に係る環境保全措置（地形改変及び施設の存在）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たに 影響	
地形改変及び施設の存在	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）	生育環境の保全	事業計画の見直し	事業者	方法書段階で計画していた B 区への太陽光パネルの設置を行わないこと、A 区への効率的な太陽光パネルの設置により変更面積の最小化に努めたことで、植物への影響を回避する。	回避	○	植物への影響を回避する。	○	変更しないことにより、効果は確実である	なし
			重要な種の移植		回避・低減を優先して検討したが、計画やむを得ない場合には、対象事業実施区域周辺において、現在の生育地と同様な環境への移植を行い、個体群の保全に努めることで、植物への影響を低減する。なお、移植を検討する際には、方法及び移植先の選定等について専門家の助言を得る。	低減・代償	○	植物への影響は小さくなる。	×	重要な種の移植について、専門家の助言に基づいて実施するが、効果の検証が必要である。	なし
			植生の回復		樹木の伐採の縮小化に努め、造成により生じた裸地部は、種子吹付け又は植樹による緑化を行い、植生の早期回復を実施した後、自然遷移に委ねた現状の植生回復に努めることで、植物への影響を低減する。	低減	○	植物への影響は小さくなる。	○	裸地の地表面保護と積極的な植生回復を行うことにより、効果は確実である。	なし

表 12.2.3-16 生態系に係る環境保全措置（造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響
造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在	地域を特徴づける生態系	生育・生息環境の保全	事業計画の見直し	事業者	造成計画の検討にあたっては、重要な種であるサシバの営巣中心域及び高利用域の改変を可能な範囲で回避した。また、方法書段階で計画していたB区への太陽光パネルの設置を行わないこと、A区への効率的な太陽光パネルの設置により改変面積の最小化に努めたことで、生態系への影響を回避する。	回避	○	生態系への影響は小さくなる。	○ 変更しないことにより、効果は確実である。	なし
			改変面積の縮小化		造成計画の検討にあたっては、できる限り造成済みであるフェアウェイを活用し、樹林の改変面積の最小化に努めたことで、生態系への影響を低減する。	低減	○	生態系への影響は小さくなる。	○ 改変面積を縮小化することにより、効果は確実である。	なし
			調整池の管理、土砂流出の防止		調整池の適正な管理を行う。また、必要に応じて、降雨時における土砂の流出による濁水の発生対策として、フトンカゴ及び土留め効果としてしがら柵を設置する。さらに切土、盛土法面には速やかに転圧を実施し、定期的な道路維持管理の際にも適宜、転圧を行うことで、生態系への影響を低減する。	低減	○	生態系への影響は小さくなる。	○ 濁水の流出の低減及び土砂流出の防止により、効果は確実である。	なし
			緑化の速やかな実施、法面の保護		切土、盛土法面等の種子吹付けを速やかに実施し、早期緑化を行い、降雨時における裸地からの濁水の流出を低減する。また、必要に応じて、不織布等を用いた法面保護シートを設置することで、生態系への影響を低減する。	低減	○	生態系への影響は小さくなる。	○ 濁水の流出の低減により、効果は確実である。	なし
			サシバの繁殖への配慮		工事工程を調整し、重要な種であるサシバの繁殖に配慮することで、生態系への影響を低減する。	低減	○	生態系への影響は小さくなる。	× サシバに対する工事騒音による影響の低減効果は不確実性を伴う。	なし
			低騒音型・低振動型の建設機械の使用		工事に当たっては、可能な限り低騒音型の建設機械を使用することで、生態系への影響を低減する。	低減	○	生態系への影響は小さくなる。	○ 建設機械の騒音、振動の発生を減少により、効果は確実である。	なし
			工事関係車両との接触の防止		工事関係車両の走行速度等の注意喚起を行うことで、生態系への影響を低減する。	低減	○	生態系への影響は小さくなる。	○ 接触事故を未然に防ぐことにより、効果は確実である。	なし
			不要な立ち入りの制限		工事関係者の改変区域外への必要以上の立ち入りを制限することで、生態系への影響を低減する。	低減	○	生態系への影響は小さくなる。	○ 不要な立ち入りを制限することにより、効果は確実である。	なし
			植生の早期回復		樹木の伐採の縮小化に努め、造成により生じた裸地部は、種子吹付け又は植樹による緑化を行い、植生の早期回復を実施した後、自然遷移に委ねた現状の植生回復に努めることで、生態系への影響を低減する。	低減	○	生態系への影響は小さくなる。	○ 緑化を実施することにより、効果は確実である。	なし
	実な実施	環境保全措置の徹底	事業者	環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実行する。	低減	○	生態系への影響は小さくなる。	○ 環境保全措置をより確実に実行する。	なし	

表 12.2.3-17 景観に係る環境保全措置（地形改変及び施設の存在）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	新たに生じる影響	
地形改変及び施設の存在	主要な眺望点及び観光資源並びに主要な眺望景観	眺望景観の保全	反射光による影響	事業者	太陽光パネルは、低反射型パネルを採用し、反射光による影響を低減することで、景観への影響を低減する。	低減	○	景観への影響は小さくなる。	○	眺望景観の変化を最小限とすることにより、効果は確実である。	なし
			改変面積の縮小化		樹木の伐採を限定し、改変面積の縮小化を図るとともに、法面等の緑化を行うことで修景を図ることで、景観への影響を低減する。	低減	○	景観への影響は小さくなる。	○	改変面積を縮小化し、緑化を確実に実施することで、効果は確実である。	なし
			樹林の配置		改変区域の周囲に樹林を配置し、周囲から太陽光パネル等の設備や改変区域が視認されにくいようにすることで、景観への影響を低減する。	低減	○	景観への影響は小さくなる。	○	太陽光パネル等の設備や改変区域が視認しにくくなることで、効果は確実である。	なし
			構内配電線の埋設		構内配電線については可能な限り埋設とすることで、景観への影響を低減する。	低減	○	景観への影響は小さくなる。	○	地上の配電線が減少することで、効果は確実である。	なし

表 12.2.3-18 人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境保全措置（工所用資材等の搬出入）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たな影響	
工所用資材等の搬出入	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	利用への影響の低減	乗り合いの促進	事業者	工事関係者の通勤車両については、乗り合いの徹底等により、工事関係車両台数を低減することで、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減する。	低減	○	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響は小さくなる。	○	車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			工事関係車両台数の平準化		工事工程の調整により工事関係車両台数の平準化を図り、建設工事の最盛期の台数を低減することで、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減する。	低減	○	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響は小さくなる。	○	ピーク時の車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			工事関係車両台数の低減		工事に伴い発生した土は、盛土や敷均しなどに使用し、場内で土工量のバランスを取り、土砂の搬出入に伴う工事関係車両を発生させないことで、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減する。	低減	○	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響は小さくなる。	○	車両台数の減少により、効果は確実である。	なし
			工事関係車両の適正走行		工事関係車両の適正走行、アイドリングストップ、空ぶかしの防止を工事関係者に徹底することで、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減する。	低減	○	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響は小さくなる。	○	大気環境への影響の低減により、効果は確実である。	なし
		環境保全措置の周知徹底	環境保全措置の内容について、工事関係者に周知徹底することで、環境保全措置をより確実に実行することで、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減する。		低減	○	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響は小さくなる。	○	環境保全措置をより確実に実行する。	なし	

表 12.2.3-19 人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境保全措置（地形改変及び施設の存在）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たな影響	
地形改変及び施設の存在	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	環境の保全	設備の適切なメンテナンス	事業者	設備のメンテナンスを適切に実施し、意図しない異常音の発生を抑制することで、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減する。	低減	○	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響は低減される。	○	設備のメンテナンスを適切に行うことで、効果は確実である。	なし

表 12.2.3-20 廃棄物等に係る環境保全措置（造成等の施工による一時的な影響）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たな影響	
造成等の施工による一時的な影響	産業廃棄物	環境負荷の低減	伐採量の低減	事業者	現況の樹林をできる限り残存させ、伐採量の低減に努めることで、環境負荷を低減する。	低減	○	環境負荷は小さくなる。	○	最終処分量を低減することにより、効果は確実である。	なし
			有効利用による処分量の低減及び有効活用		伐採木はチップ化等により再利用する。また、太陽光パネル、変電機器にかかる大型機器は可能な限り工場組立とし、大型機器の梱包材等の廃棄物の発生量を低減するとともに、その有効活用に努めることで、環境負荷を低減する。	低減	○	環境負荷は小さくなる。	○	最終処分量を低減することにより、効果は確実である。	なし
			廃棄物の適正処理		工事の実施による産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律104号）に基づき建設資材の再資源化等に努め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき、適切に処理することで、環境負荷を低減する。	低減	○	環境負荷は小さくなる。	○	法令等に基づき適正に処理することで、効果は確実である。	なし
	残土	環境負荷の低減	残土の発生量の低減		事業計画の熟度が高まった段階で造成計画の見直しを行い、地形や既存道路等を十分考慮して改変面積の縮小化に努め、残土の発生を抑える。また、削工事に伴う発生土は、埋め戻し、盛土及び敷き均しに利用し、残土の発生を抑えることで、残土発生量を低減する。	低減	○	残土の発生量は小さくなる。	○	残土の発生量を低減することで、効果は確実である。	なし

表 12.2.3-21 廃棄物等に係る環境保全措置（地形改変及び施設の存在）

影響要因	環境要素	検討の視点	環境保全措置の内容	実施主体	措置の効果	措置の区分	採用の有無	環境の状況の変化	効果の不確実性 (なし=○、あり=×)	生じる新たな影響	
地形改変及び施設の存在	産業廃棄物	環境負荷の低減	廃棄物の適正処理	事業者	太陽光パネル等の撤去・廃棄に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適正に処理する。また、撤去する太陽光パネル等の設備は、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成30年、環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室）に基づき適正に処理することで、環境負荷を低減する。	低減	○	環境負荷は小さくなる。	○	最終処分量を低減すること及び法令等に基づき適正に処理することにより、効果は確実である。	なし